

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



食費等の物価が高騰する中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。【(ひとり親世帯以外) (ひとり親世帯) 共通】住民税非課税の世帯やひとり親世帯、物価高騰の影響で収入が住民税非課税相当となった世帯等、支給要件を満たしており、申請がまだの方は早めに申請をお願いします。

給付額 児童一人あたり5万円

申請期限 2月29日(木)まで(当日消印有効)

対象児童 平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は、平成15年4月2日から)～令和6年2月29日までに出生した児童

対象者 所得要件および養育要件、申請方法等の詳細はお電話でお問合せいただくか、市ホームページでご確認ください。
※「ひとり親世帯以外」と「ひとり親世帯」の給付金は、重複して受給できません。

申請方法 書類をこども家庭課へ郵送または窓口にて提出
※申請書等必要書類については、市ホームページをご確認ください。



ひとり親世帯分 ひとり親世帯以外分

【お問合せ】 こども家庭課 ☎923-4075

令和6年度 幼児教育・保育無償化新規申請受付開始のご案内

令和6年4月1日から新たに幼児教育・保育無償化の対象になる世帯の申請を受け付けます。下記の要件に該当する場合は、受付期間内に保育こども園課へ申請をしてください。

申請要件 「保育の必要性」(※1)のある3～5歳児クラス(※2)の児童で、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している(予定を含む)児童。

申請場所 保育こども園課窓口(本庁舎東棟 2階)

受付期間 令和6年2月1日(木)～3月15日(金)(※3)

必要書類 ①施設等利用給付認定申請書
②保護者(父・母)の就労状態等を証明する書類など
※様式は窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。



上限額(月額) 3～5歳児クラスの児童 37,000円
0～2歳児クラスの児童 42,000円(非課税世帯のみ)

注意事項 本申請は、無償化の償還払い(払い戻し)を受ける前に、事前に受けなければならない支給認定の申請です。支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要となります。

- ※1 「保育の必要性」があるとは、両親が就労等(就労、出産、療養、介護、就学、育児休業、災害、求職)の理由で家庭保育ができない世帯のことを指す。
- ※2 0～2歳児のクラスの児童においても住民税非課税世帯の場合は対象となります。
- ※3 受付期間終了後も随時受付を行います。申請をした月の翌月から対象となります。遡っての申請受付はできません。

【お問合せ】 保育こども園課 ☎973-5427